

医療介護総合確保法に基づく

茨城県計画

平成26年10月

茨城県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

- 今後、高齢化の進展による医療需要の増加や、疾病構造の変化に伴い在宅医療・介護サービスの提供体制の改革が求められていく中で、訪問看護や拠点薬局等の在宅支援サービスの充実等を充実させていくことが必要である。
- また、本県は、人口10万人当たりの医師数が全国46位であり、特に全国344の保健医療圏のうち、全国ワースト10内に本県の医療圏が3箇所含まれている。さらに、看護職員数も全国42位と低位であるなど、医療資源がきわめて少なく、まさに医療崩壊の危機と言っても過言でない状況である。
- こうした課題に対処し、医療と介護サービスの提供体制を進めるため、以下に記載した事項について、実効性ある取組を行っていく。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

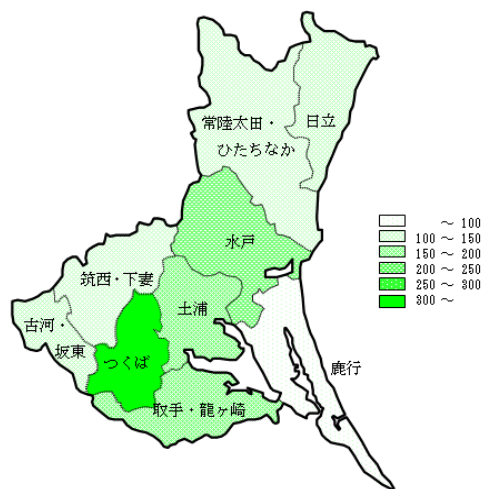
- 茨城県における医療介護総合確保区域については、本県独自の課題を解決するためには、県全体に及ぶ施策を講じる必要があることから、県内9医療圏全てを対象とする。
 - 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 - 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
(異なる理由：)

(3) 計画の目標の設定等

■ 茨城県の医療従事者の現状(平成24年12月末現在, 単位: 人)

○ 医師

	医師総数	人口10万対	備考	
全 国	303,268	237.8		
茨城県	5,172	175.7	全国46位	
二次医療圏別	水戸	1,053	223.0	
	日立	383	144.2	
	常陸太田・ひたちなか	379	103.3	全国平均半以下
	鹿行	245	88.6	全国平均半以下
	土浦	500	189.0	
	つくば	1,236	377.6	
	取手・竜ヶ崎	786	167.0	
	筑西・下妻	288	106.6	全国平均半以下
	古河・坂東	302	130.0	



※ 診療科偏在

区 分		全国	茨城	全国順位
小 児 科	15歳未満人口10万人対	98.8	71.9	47位
産婦人科	15～49歳未満女性人口10万人対	40.7	35.6	41位

○ 就業看護職員（保健師，助産師，看護師，准看護師）

		就業看護職員数	人口10万対	備考
全 国		1,452,635	1,139.3	
茨城県		28,673	974.3	全国42位
二 次 医 療 圏 別	水戸	6,042	1,280.1	
	日立	2,798	1,055.8	
	常陸太田・ひたちなか	2,782	758.0	県平均以下
	鹿行	1,953	707.6	県平均以下
	土浦	2,742	1,038.6	
	つくば	3,893	1,190.5	
	取手・竜ヶ崎	4,372	930.2	県平均以下
	筑西・下妻	2,118	784.4	県平均以下
	古河・坂東	1,973	850.4	県平均以下

○ 薬剤師（業務の種別・従業地による）

		薬局・医療施設従事薬剤師数	人口10万対	備考
全 国		205,716	161.3	
茨城県		4,469	151.9	全国23位
二 次 医 療 圏 別	水戸	773	163.7	
	日立	400	150.6	県平均以下
	常陸太田・ひたちなか	466	127.0	県平均以下
	鹿行	286	103.4	県平均以下
	土浦	431	162.9	
	つくば	778	237.7	
	取手・竜ヶ崎	706	150.0	県平均以下
	筑西・下妻	333	123.3	県平均以下
	古河・坂東	296	127.4	県平均以下

■茨城県全体

① 茨城県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

茨城県においては、医療と介護の推進や医療従事者不足、診療科の偏在、訪問看護等の在宅支援サービスの充実等の本県独自の課題を解決し、医療提供体制の改革を進め、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

(保健医療計画に記載されているもの)

- ・ 医師数 4,954人 → 5,700人
- ・ 看護職員数 27,156人 → 30,044人
- ・ 訪問看護ステーションの看護師数(人口10万当たり) 14.5人 → 22.7人
- ・ 訪問看護ステーション数 97 → 増加
- ・ 在宅療養支援診療所(人口10万当たり) 5.8か所 → 10.2か所
- ・ 在宅療養支援歯科診療所数(人口10万当たり) 1.1か所 → 3.2か所
- ・ 訪問薬剤指導を実施する薬局数(人口10万当たり) 31.1か所 → 32.4か所
- ・ 精神患者の1年未満入院者の平均退院率 69.9% → 76.0%

(保健医療計画に記載されている以外の課題)

- ・ 人口10万対薬剤師数 216.6人 → 増加
- ・ 在宅訪問実施薬局数 全1,249薬局のうち157薬局 → 増加
- ・ 認知症ケアパスの作成数 0市町村 → 44市町村
- ・ 無菌調剤室を有する薬局 10薬局 → 12薬局
- ・ 無菌調剤設備を有する薬局 20薬局 → 44薬局
- ・ 人口10万対薬局・医療施設従事薬剤師数 151.9人 → 増加

■水戸保健医療圏

① 水戸保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・ 医療従事者確保に向けた取組の促進
 - ・ 人口10万対医師数は223.0人(全国平均237.8人)
 - ・ 人口10万対薬局・医療施設従事薬剤師数は163.7人(全国平均161.3人)
全国平均をわずかに上回っているが、今後、在宅医療の進展等に伴いさらなる薬剤師確保を目指す。
- ・ 在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%(全国平均5.5%)
- ・ 精神科救急の24時間365日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・ 地域ケアシステム実施市町の推進(6市町中5市町が実施)
- ・ 在宅医療・介護連携拠点事業実施市の推進(6市町中2市が実施)
- ・ 病院や診療所等との連携体制の確立、地域で適切なリハビリテーションを受けることができる体制整備。
- ・ 重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ、関係機関同士の情報の共有化。
- ・ 在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。

- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化，地域の受け皿の対応力の強化，地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

■日立保健医療圏

① 日立保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・医療従事者確保に向けた取組の促進
 - ・人口 10 万対医師数は 144.2 人（全国平均 237.8 人），本県の平均（175.7 人）
 - ・人口 10 万対就業看護職員数は 1,055.8 人（全国平均 1,139.3 人）
 - ・人口 10 万対薬局・医療施設従事薬剤師数は 150.6 人（全国平均 161.3 人）
- ・在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%（全国平均 5.5%）
- ・被災した医療施設の復旧・復興支援。
- ・医師の絶対数不足に加え，小児科や産婦人科などの診療科での医師不足が深刻化しているため，診療科偏在の解消を目指す。
- ・措置入院業務に係る円滑な入院受入促進。
- ・精神科救急の 24 時間 365 日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・地域ケアシステム実施市の推進（3 市中 2 市が実施）
- ・在宅医療・介護連携拠点事業実施市の推進（3 市中 3 市が実施）
- ・訪問リハビリの充実のため，圏内の介護老人保健施設等の 10% を目標に指定拡大を図り，在宅支援の更なる充実に努める。（訪問リハ・老健ステーションの指定目標 → 1 か所）
- ・重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ，関係機関同士の情報の共有化。
- ・在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。
- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化，地域の受け皿の対応力の強化，地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

■常陸太田・ひたちなか保健医療圏

① 常陸太田・ひたちなか保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・医療従事者確保に向けた取組の促進
 - ・人口 10 万対医師数は 103.3 人（全国平均 237.8 人）
 - ・人口 10 万対の就業看護職員数は 758.0 人（全国平均 1,139.3 人），本県の平均（974.3 人）

- ・人口 10 万対薬局・医療施設従事薬剤師数は 127.0 人（全国平均 161.3 人）。
- ・医師の絶対数不足に加え，小児科や産婦人科などの診療科での医師不足が深刻化しているため，診療科偏在の解消を目指す。
- ・在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%（全国平均 5.5%）
- ・措置入院業務に係る円滑な入院受入促進。
- ・精神科救急の 24 時間 365 日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・地域ケアシステム実施市町村の推進（6 市町村中 4 市町村で実施）
- ・在宅医療・介護連携拠点事業実施市町村の推進（6 市町村中 2 市村で実施）
- ・訪問リハビリの充実のため，圏内の介護老人保健施設等の 10% を目標に指定拡大を図り，在宅支援の更なる充実に努める。（訪問リハ・老健ステーションの指定目標 → 1 か所）
- ・重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ，関係機関同士の情報の共有化。
- ・在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。
- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化，地域の受け皿の対応力の強化，地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

■鹿行保健医療圏

① 鹿行保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・医療従事者確保に向けた取組の促進
 - ・人口 10 万対医師数は 88.6 人，全国の保健医療圏の中でワースト 3 位。東日本大震災の風評被害によって医師確保が一層困難。
 - ・人口 10 万対就業看護職員数は 707.6 人（全国平均 1,139.3 人）。本県の平均 974.3 人
 - ・人口 10 万対薬局・医療施設従事薬剤師数は 103.4 人(全国平均 161.3 人)。
 - ・在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%（全国平均 5.5%）
- ・措置入院業務に係る円滑な入院受入促進。
- ・精神科救急の 24 時間 365 日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・地域ケアシステム実施市の推進（5 市中 5 市が実施）
- ・在宅医療・介護連携拠点事業実施市の推進（5 市中 5 市が実施）
- ・病院や診療所等との連携体制の確立を目指し，地域で適切なりハビリテーションを受けられることができる体制を整備する。
- ・無菌調剤室等の設置する薬局は、県全体で 30 薬局と不十分な状況であり，特に鹿行医療圏では、無菌調剤室等を設置する薬局が全くない状況であるため，体制整備を促進する。

- ・重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ，関係機関同士の情報の共有化。
- ・在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。
- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化，地域の受け皿の対応力の強化，地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

■土浦保健医療圏

① 土浦保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・医療従事者確保に向けた取組の促進
 - ・人口 10 万対医師数は 189.0 人（全国平均 237.8 人）
 - ・人口 10 万対就業看護職員数は 1,038.6 人（全国平均 1,139.3 人）
 - ・人口 10 万対薬局・医療施設従事薬剤師数は 162.9 人（全国平均 161.3 人）
全国平均をわずかに上回っているが，今後，在宅医療の進展等に伴いさらなる薬剤師確保を目指す。
- ・在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%（全国平均 5.5%）
- ・措置入院業務に係る円滑な入院受入促進。
- ・精神科救急の 24 時間 365 日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・地域ケアシステム実施市の推進（3 市中 3 市が実施）
- ・在宅医療・介護連携拠点事業実施市の促進（3 市中 1 市が実施）
- ・訪問リハビリテーション・ステーション，訪問リハ・老健ステーションが未指定であるため，圏内の介護老人保健施設等の 10%を目標に指定拡大を図り，在宅支援の更なる充実に努める。（訪問リハ・老健ステーションの指定目標→1 か所）
- ・重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ，関係機関同士の情報の共有化。
- ・在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。
- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化，地域の受け皿の対応力の強化，地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

■つくば保健医療圏

① つくば保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%（全国平均 5.5%）
- ・措置入院業務に係る円滑な入院受入促進。

- ・精神科救急の 24 時間 365 日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・地域ケアシステム実施市の推進（3 市中 3 市が実施）
- ・在宅医療・介護連携拠点事業実施市の推進（3 市中 1 市が実施）
- ・病院や診療所等との連携体制の確立を目指し、地域で適切なリハビリテーションを受けられる体制を整備する。
- ・重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ、関係機関同士の情報の共有化。
- ・在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。
- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化，地域の受け皿の対応力の強化，地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

■取手・竜ヶ崎保健医療圏

① 取手・竜ヶ崎保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・医療従事者確保に向けた取組の促進
 - ・人口 10 万対医師数は 167.0 人（全国平均 237.8 人）。本県の平均 175.7 人。
 - ・人口 10 万対就業看護職員数は 930.2 人（全国平均 1,139.3 人）。本県の平均 974.3 人
 - ・人口 10 万対薬局・医療施設従事薬剤師数は 150.0 人（全国平均 161.3 人）。
- ・在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%（全国平均 5.5%）
- ・措置入院業務に係る円滑な入院受入促進。
- ・精神科救急の 24 時間 365 日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・地域ケアシステム実施市町村の推進（9 市町村中 8 市町村で実施）
- ・在宅医療・介護連携拠点事業実施市町村の推進（9 市町村中 4 市町で実施）
- ・訪問リハビリの充実のため，圏内の介護老人保健施設等の 10% を目標に指定拡大を図り，在宅支援の更なる充実に努める。（訪問リハ・老健ステーションの指定目標 → 2 か所
- ・重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ，関係機関同士の情報の共有化。
- ・在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。
- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化，地域の受け皿の対応力の強化，地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

■筑西・下妻保健医療圏

① 筑西・下妻保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・医療従事者確保に向けた取組の促進
 - ・人口 10 万対医師数は 106.6 人（全国平均 237.8 人）
 - ・人口 10 万対就業看護職員数は 784.4 人（全国平均 1,139.3 人）。本県の平均 974.3 人。
 - ・人口 10 万対薬局・医療施設従事薬剤師数は 123.3 人（全国平均 161.3 人）。
- ・在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%（全国平均 5.5%）
- ・措置入院業務に係る円滑な入院受入促進。
- ・精神科救急の 24 時間 365 日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・地域ケアシステム実施市町の推進（6 市町中 5 市で実施）
- ・在宅医療・介護連携拠点事業実施市町の推進（6 市町中 2 市で実施）
- ・地域リハ・ステーションは、二次保健医療圏に概ね 3 か所の指定を目標としているため、あと 1 か所指定し、目標達成に努める。
- ・訪問リハビリテーション・ステーション、訪問リハ・老健ステーションが未指定であるため、圏内の介護老人保健施設等の 10% を目標に指定拡大を図り、在宅支援の更なる充実に努める。（訪問リハ・老健ステーションの指定目標→1 か所）
- ・無菌調剤室等の設置する薬局は、県全体で 30 薬局と不十分な状況であり、特に筑西・下妻医療圏では、無菌調剤室等を設置する薬局が全くない状況であるため、体制整備を促進する。
- ・重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ、関係機関同士の情報の共有化。
- ・在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。
- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化、地域の受け皿の対応力の強化、地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

■古河・坂東保健医療圏

① 古河・坂東保健医療圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- ・医療従事者確保に向けた取組の促進
 - ・人口 10 万対医師数は 130.0 人（全国平均 237.8 人）、本県の平均 175.7 人。
 - ・人口 10 万対就業看護職員数は 850.4 人（全国平均 1,139.3 人）。本県の平均 974.3 人。
 - ・人口 10 万対薬局・医療施設従事薬剤師数は 127.4 人（全国平均 161.3 人）。
- ・在宅療養支援歯科診療所届出割合の拡充：1.7%（全国平均 5.5%）。
- ・措置入院業務に係る円滑な入院受入促進。

- ・精神科救急の 24 時間 365 日対応に向けた精神科救急医療体制の強化。
- ・地域ケアシステム実施市町の促進（5 市町中 4 市町で実施）
- ・在宅医療・介護連携拠点事業実施市町の促進（5 市町中実施なし）
- ・訪問リハビリの充実のため，圏内の介護老人保健施設等の 10 %を目標に指定拡大を図り，在宅支援の更なる充実に努める。（訪問リハ・老健ステーションの指定目標 → 1 か所）
- ・重症心身障害児(者)に対する医療の特殊性の理解による医療従事者のスキルアップ，関係機関同士の情報の共有化。
- ・在宅で心身障害児(者)をみている家族の負担軽減。
- ・精神医療に関する市町村を中心とした支援体制の強化，地域の受け皿の対応力の強化，地域における支援者の養成。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

(4) 目標の達成状況

※本項目については、平成 27 年度以降の茨城県計画において記載。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

- 今回の県計画を策定するに当たっては、計画の公平性・透明性を確保するために、官民を問わない幅広い地域の関係者からの意見聴取や協議を重ねて、計画事業の選定を実施。
- 主な意見聴取の実績
 - ・平成26年4月 8日 県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県看護協会，県病院協会へ事業説明，県内各病院，市町村へ事業提案の周知
 - ・平成26年4月 9日 県精神科病院協会及び全精神科病院（33か所）へ事業説明
 - ・平成26年4月11日 県医師会との協議
 - ・平成26年4月15日 県薬剤師会，県歯科医師会との協議
 - ・平成26年4月30日 県のHPで事業提案について広く周知
 - ・平成26年5月20日 県職能団体に対する事業説明会開催，県看護連盟に対する事業説明
 - ・平成26年5月23日 県歯科医師会との協議
 - ・平成26年5月27日 県精神保健福祉会，県精神障害者支援事業者協会との協議
 - ・平成26年5月29日 県看護協会との協議
 - ・平成26年6月 3日 県医師会との協議
 - ・平成26年6月 5日 県医師会との協議
 - ・平成26年6月 6日 県医師会との協議
 - ・平成26年6月16日 県理学療法士会との協議
 - ・平成26年6月18日 県薬剤師会との協議
 - ・平成26年6月24日 県医師会との協議
 - ・平成26年6月26日 県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県看護協会役員との意見交換会
 - ・平成26年7月 1日 県看護協会との協議
 - ・平成26年7月 2日 県看護協会との協議
 - ・平成26年7月 4日 県医師会との協議
 - ・平成26年7月23日 県看護協会との協議
 - ・平成26年7月24日 県医師会との協議
 - ・平成26年8月 1日 国第2回ヒアリングに出席（県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県看護協会）
 - ・平成26年8月 6日 県薬剤師会との協議
 - ・平成26年8月 7日 県看護協会との協議
 - ・平成26年8月12日 県医師会との協議
 - ・平成26年8月25日 県医師会，県看護協会との協議

- ・平成26年8月26日 県看護協会との協議
- ・平成26年8月29日 県薬剤師会との協議
- ・平成26年9月 8日 県薬剤師会との協議
- ・平成26年9月11日 県医師会との協議
- ・平成26年9月17日 県医師会，県薬剤師会との協議
- ・平成26年9月24日 県医療審議会における審議

(2) 事後評価の方法

- ・ 計画の事後評価に当たっては、「茨城県医療審議会」，及び二次医療圏ごとに保健・医療・福祉関係者，行政関係者，住民代表で組織している「保健医療福祉協議会」等の意見を聞きながら評価を行い，必要に応じて見直しなどを行うなどにより，計画を推進していきます。

(3) 事業評価結果

※本項目については、平成27年度以降の茨城県計画において記載。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	精神科救急医療体制整備事業				【総事業費】	60,219 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立こころの医療センターの保護室について6室を増室（既存病室の改修） ・ 県内精神科救急受入容量の拡大による本県における精神科一般救急について24時間365日の入院対応の実現 						
事業の期間	平成26年12月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	・ 県立こころの医療センターの保護室の増室（既存病室の改修）により，精神科救急受入容量を拡大し，県の精神科救急医療体制の強化を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		60,219(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	40,146 (千円)
		基金	国	40,146(千円)		民	(千円)
			都道府県	20,073(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26 : 3,024 千円 H27 : 57,195 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	周産期医療体制整備事業				【総事業費】 250,328 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県央・県北地域における周産期医療体制の充実（中核的な医療機関1箇所整備） ・ 助産師の実習受入れなど教育・研修機能の強化 						
事業の期間	平成26年12月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	<p>・ 県央・県北地域における中核的な医療機関の周産期医療体制の充実のために必要な医療機器等を整備する。</p> <p>事業費・・・ 医療機器等整備費用 250,328 千円(H26年度完了)</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		250,328(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	166,885 (千円)
		基金	国	166,885(千円)		民	(千円)
			都道府県	83,443(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26: 250,328 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	茨城型地域包括ケアシステム推進事業				【総事業費】	214,934千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	県，市町村						
事業の目標	・すべての市町村で実施（44市町村）						
事業の期間	平成26年11月1日～平成29年3月31日						
事業の内容	<p>1 茨城型地域包括ケアシステムの検討委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城型地域包括ケアシステム検討委員会運営費 <p>2 地域の特性に応じ，次の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケア推進のための基盤整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ※在宅サービスの基盤整備に対する支援 ○ その他地域包括ケア推進に資する事業 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		214,934(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	74,356 (千円)
		基金	国	74,356(千円)		民	(千円)
			都道府県	37,178(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	103,400(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26：300千円 H27：55,617千円 H28：55,617千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	地域リハビリテーション総合支援事業			【総事業費】	5,735千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏					
事業の実施主体	茨城県					
事業の目標	・すべての保健医療圏において，推進拠点を整備 (訪問リハ・老健ステーションを4機関から10機関へ指定増を図る)					
事業の期間	平成27年1月1日～平成29年3月31日					
事業の内容	<p>地域リハビリテーション推進拠点数を増やし，地域リハビリテーションネットワーク体制を強化するため，全県的な連絡調整機関として位置付けている県支援センター（県立医療大学附属病院）に嘱託職員を配置。</p> <p>【嘱託職員が行う業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所及び理学療法士会と連携し，推進拠点（訪問リハ・老健ステーション）として指定できる介護老人保険施設への訪問等を行い，推進拠点数を増やしていく。 ・県支援センター（県立医療大学附属病院）を中心とした連携の強化のため，各推進拠点との連絡調整業務を行う。 <p>(※茨城県地域リハビリテーション総合支援事業)</p> <p>高齢者や障害者等，誰もが住みなれた地域で適切なりハビリテーションを受けることができるよう，茨城県が指定する医療機関等を拠点に，地元の病院や診療所，訪問看護ステーション，介護老人保健施設，教育関係機関等との連携協力体制を確立し，県民の円滑な転院や安心できる在宅復帰，在宅での訪問リハなどを支援するなど，地域リハビリテーションを総合的に支援する。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	5,735(千円)	基金充当額	公	3,823(千円)
		基金	国	3,823(千円)	における 公民の別 (注2)	(千円)
			都道府県	1,912(千円)		
		その他	(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
備考(注4)	H26：575千円 H27：2,572千円 H28：2,588千円					

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	訪問看護支援事業				【総事業費】 40,650 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県看護協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養者の多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の養成と在宅医療を担う人材の確保 (平成 26 年度：5 分野以上の研修計画立案) (平成 27 年度以降：5 分野以上の研修開催) 						
事業の期間	平成 26 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い訪問看護師を養成確保するための，訪問看護指導者を養成する研修会の開催 認知症や小児の発達段階，がんの終末期等，難易度の高い療養者に対応するため，訪問看護の専門分野（精神看護，小児看護，ターミナルケア等）における研修会の開催。 ホームページ，パンフレット等を活用した訪問看護の普及啓発。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		40,650(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	27,100(千円)		民	27,100 (千円)
			都道府県	13,550(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		(千円)		27,100 (千円)	
備考 (注 4)	H26 : 3,684 千円 H27 : 18,483 千円 H28 : 18,483 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	認知症ケアパス作成推進事業				【総事業費】 1,980 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアパスの作成のための研修会に参加した市町村数（44市町村） ・ 研修会に参加した地域のうち，実際に認知症ケアパスを作成した市町村数（44市町村） 						
事業の期間	平成26年12月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に関わる専門職種による認知症連携パス作成委員会を設置し，認知症ケアパス，認知症オレンジ手帳，受診のための連携シート等を作成する。 ・ 認知症の人に必要なサービスを整理するシート及び，社会資源のシートを作成する認知症ケアパス研修会を開催する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,980(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	1,320 (千円)
		基金	国	1,320(千円)		民	(千円)
			都道府県	660(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26：180千円 H27：1,800千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	精神医療福祉連携促進事業				【総事業費】 8,225 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	NPO 法人 I ネット						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の地域移行促進 ・「茨城県精神医療福祉マップ」を作成し，保健所(12)，市町村(44)，教育委員会(45)，高等学校(120)，特別支援学校(23)，大学(14)，病院(183)の441機関に配付する。 ・「相談支援手引き」を作成し，保健所(12)，市町村(44)に配付する。 						
事業の期間	平成26年12月1日～平成29年3月31日						
事業の内容	<p>(1)「茨城県精神医療福祉マップ」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期治療及び障害の状態に応じた適切な医療・福祉サービスを効果的に提供できるようマップを作成する。 <p>(2)「相談支援手引き」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や相談支援担当者等が地域の医療機関や福祉サービス機関と連携して精神障害者の支援ができるよう手引きを作成し，関係者の研修等に活用できるようにする。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		8,225(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	203 (千円)
		基金	国	5,483(千円)		民	5,280 (千円)
			都道府県	2,742(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	(千円)	5,280 (千円)			
備考(注4)	H26:105千円 H27:3,600千円 H28:4,520千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅歯科医療推進事業				【総事業費】	15,719 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県歯科医師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科医療推進協議会を年1回以上開催する。 (調査にて，歯科診療施設 1,000 か所以上，介護保険施設 300 か所以上の在宅歯科医療の現状を把握する。) (2,000 施設および団体にガイドブックを配布する。) 						
事業の期間	平成27年1月1日～平成29年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科医療推進協議会を設置し，在宅医療の関係者が一堂に会し，在宅歯科医療推進及び多職種連携の体制づくり等について話し合う。 ・県内の在宅歯科医療の現状は把握されていないため，在宅歯科医療現状調査により把握する。 ・調査結果を分析し，県内の在宅歯科医療の特性を理解した上で，専門職及び一般市民を対象としたガイドブックを作成する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		15,719(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	10,479(千円)		民	10,479 (千円)
			都道府県	5,240(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		(千円)		10,479 (千円)	
備考(注4)	H26 : 857 千円 H27 : 10,396 千円 H28 : 4,466 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療訪問薬剤師研修事業				【総事業費】 5,622 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県薬剤師会、茨城県病院薬剤師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療の推進 (研修受講者数 200 名) 						
事業の期間	平成26年12月1日～平成29年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に取り組むための薬剤師のスキルアップ研修を実施する。 入院から在宅へ切れ目のない薬物療法には病院薬剤師と薬局薬剤師の連携が必要であることから，合同勉強会を開催する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,622(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	3,748(千円)		民	3,748 (千円)
			都道府県	1,874(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) 3,748 (千円)
		その他		(千円)			
備考(注4)	H26 : 136 千円 H27 : 2,743 千円 H28 : 2,743 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	薬局機能情報提供整備事業				【総事業費】 2,012 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏, 日立保健医療圏, 常陸太田・ひたちなか保健医療圏, 鹿行保健医療圏, 土浦保健医療圏, つくば保健医療圏, 取手・竜ヶ崎保健医療圏, 筑西・下妻保健医療圏, 古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧件数の増加 (600 件/月→1,000 件/月) ・ 在宅医療の推進 						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 在宅医療に関する情報を含む薬局機能情報システムの全面改修を行い, 在宅に関する項目を追加し, 医療機関や県民へ薬局機能情報を提供する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,012(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	1,341 (千円)
		基金	国	1,341(千円)		民	(千円)
			都道府県	671(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		(千円)		(千円)	
備考(注4)	H26 : 1,002 千円 H27 : 650 千円 H28 : 360 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	在宅医療提供拠点薬局整備事業				【総事業費】 69,995 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏					
事業の実施主体	茨城県、茨城県薬剤師会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・無菌調剤室設置件数 (2 件増) ・無菌調整設備設置件数 (24 件増) ・がん患者等の在宅医療を推進する。 					
事業の期間	平成26年12月1日～平成29年3月31日					
事業の内容	<p>1. がん患者等の在宅医療を推進するため，注射薬や輸液など無菌性が求められる薬剤であっても身近な薬局で調剤し提供できるよう，無菌調剤室等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(1) 共同利用するために必要な無菌調剤室*¹設置経費補助 (1/2 補助：上限 5,000 千円)</p> <p>(2) 無菌製剤処理設備*²の設置経費補助(1/2 補助：上限 1,000 千円)</p> <p>*¹ 専用の部屋にクリーンベンチ等を設置し，注射薬の調製を行う。複数の薬局で共同利用することを前提とする。</p> <p>*² 調剤室内に卓上型のクリーンベンチ等を設置し，注射薬の調製を行う。</p> <p>2. 注射薬の調製技術の習得・維持向上のため，薬局薬剤師を対象とした研修会を開催する。</p> <p>(1) 薬局薬剤師対象の注射薬調製技術研修会</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	69,995 (千円)	基金充当額	公	(千円)
		基金	国	23,997(千円)	民	23,997 (千円)
			都道府県	11,998(千円)		
		その他		34,000(千円)		
				における 公民の別 (注2)		うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
備考(注4)	H26：135 千円 H27：22,940 千円 H28：12,920 千円					

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	訪問看護支援事業 【国庫補助事業からの移行】			【総事業費】	1,668 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県、茨城県看護協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養者の多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の養成と在宅医療を担う人材の確保 (研修を4種類実施(延べ日48日)) 						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護の未経験看護師等に対して，訪問看護の基礎的な知識と技術を習得するための講義・実習を行う。 訪問看護事業所の看護師を対象として，訪問看護の現場における実践能力を向上するための最新の医療・看護の知識と技術を習得する講義・医療機関実習，事業所間相互交流研修を行う。 また，医療機関の看護師を対象として，在宅医療に関する知識や看護技術を習得するための講義・実習を行う。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,668 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	526(千円)		民	526 (千円)
			都道府県	263(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		879(千円)		526 (千円)	
備考(注4)	H26:789千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性薬剤師等のキャリア支援事業				【総事業費】 15,019 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県薬剤師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療の充実 (マッチング成立件数：年間 30 件) 						
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性薬剤師キャリア支援センターを設置し，復職相談応需や技能研修等を実施することにより，女性薬剤師等の復職を支援する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		15,019 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	10,013(千円)		民	10,013 (千円)
			都道府県	5,006(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3) 10,013 (千円)
		その他		(千円)			
備考 (注 4)	H26 : 303 千円 H27 : 8,114 千円 H28 : 6,602 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	ナースセンター機能強化事業				【総事業費】 25,500 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県看護協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 潜在看護職員の復職支援による看護職員の確保及び定着促進 (平成 26 年度：復職支援等コーディネーター対象の研修 2 回) (平成 27 年度：届出制度周知：説明会 1 回以上 通知 医療・福祉機関 4000 箇所以上) (ナースセンター以外の復職相談開催：年 2 箇所以上の拡充) 						
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 来年 10 月から実施される，看護師が離職した場合における県ナースセンターへの届出制度について，医療機関等へ周知するとともに，再就業に際してきめ細かな支援が受けられるようナースセンター機能の拡充を図る。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		25,500(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	17,000(千円)		民	17,000 (千円)
			都道府県	8,500(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3) 17,000 (千円)
		その他		(千円)			
備考 (注 4)	H26 : 431 千円 H27 : 11,397 千円 H28 : 13,672 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護師等養成所施設整備事業				【総事業費】 912,338 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	水戸市医師会						
事業の目標	・看護師養成所における教育環境の充実及び看護職員の養成促進 (看護師等養成所 1 箇所整備)						
事業の期間	平成 27 年 2 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	・看護師等養成所の施設整備費用の補助 対象経費：看護師等養成所の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		912,338(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	221,184(千円)		民	221,184 (千円)
			都道府県	110,592(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		580,562 (千円)			(千円)
備考 (注 4)	H26 : 1,000 千円 H27 : 316,846 千円 H28 : 13,930 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	医療勤務環境改善支援センターの運営事業				【総事業費】 11,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	関係団体						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・看護師等，医療従事者の勤務環境改善の支援により，離職防止と定着促進を図る (相談件数 20 件/年間) 						
事業の期間	平成26年11月1日～平成29年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関を対象として，労務環境面や経営管理面等について，総合的・専門的支援を行うセンターを設置し，センター運営に係る経費を支援する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		11,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	7,333(千円)		民	7,333 (千円)
			都道府県	3,667(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) 7,333 (千円)
		その他		(千円)			
備考(注4)	H26 : 1,000 千円 H27 : 5,000 千円 H28 : 5,000 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	鹿行地域救急医療体制整備事業				【総事業費】 45,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	鹿行保健医療圏						
事業の実施主体	未定（医療機関，市を想定 関係機関が集まる協議会で決定）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療機関の負担軽減 ・鹿行南部地域の救急医療体制の充実・強化（休日夜間急患センター1箇所整備） 						
事業の期間	平成27年1月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿行南部地域の初期救急患者を地域内で受け入れるための休日夜間急患センターを整備する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		45,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	15,000 (千円)
		基金	国	15,000(千円)		民	(千円)
			都道府県	7,500(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他	22,500(千円)				
備考(注4)	H26 : 4,500 千円 H27 : 18,000 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者等の確保に関する事業					
事業名	重症心身障害児等支援従事者研修事業				【総事業費】 9,400千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏					
事業の実施主体	独立行政法人国立病院機構 茨城東病院					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等医療従事者向けの研修：20名/回の研修を2回/年，3年間実施する。研修参加の医療従事者120名（20名/回×2回/年×3年） ・ 心身障害児（者）の地域生活の支援方策研修：3年間で，在宅の心身障害児（者），障害福祉サービス事業所職員，保健所職員，市町村職員に対し研修を実施する。300名（50名/回×2回/年×3年） ・ 入所施設において，心身障害児（者）に対するケアの質が向上される。 ・ 心身障害児（者）を対象としない事業所を含めて情報交換することにより，心身障害児（者）を対象とする事業所の整備が促進される。 ・ 福祉施設入所者の地域生活への移行が促進される。 					
事業の期間	平成26年12月1日～平成29年3月31日					
事業の内容	<p>（1）医師等医療従事者向けの医療技術を中心とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者のスキルアップや関係機関同士の情報の共有化を図るため，重症心身障害児を診ている医師等を講師に，医師をはじめとする医療従事者を対象に医療技術を中心とした研修を行う。 <p>（2）心身障害児（者）の地域生活の支援方策についての研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅で心身障害児（者）を抱えている家族，現在は病院に入院等している心身障害児（者）を今後在宅に移行にしたいと考えている家族やその関係機関等を対象に研修や情報交換等を行うことで家族の負担の軽減を図る。 					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	9,400(千円)	基金充当額	公	6,267(千円)
		基金	国	6,267(千円)	民	(千円)
			都道府県	3,133(千円)		
		その他	(千円)	における 公民の別 (注2)		うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
備考(注4)	H26：400千円 H27：4,500千円 H28：4,500千円					

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急電話相談事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	26,055 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	・県民が安心して子育てができる環境づくりの推進 (小児救急電話相談の相談件数 16,600件/年間)						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	・保護者の不安軽減を図るとともに，小児科医の負担を軽減するため，子どもの急病等に関する身近な電話相談窓口を設置する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		26,055(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	17,370 (千円)
		基金	国	17,370(千円)		民	(千円)
			都道府県	8,685(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26 : 26,055 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急医療啓発事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	594 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	・地域の小児救急医療体制の補強 (研修実施回数 1回)						
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	・地域の内科医等に対し，小児救急患者の初期診療を行うための研修を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		594(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	396(千円)		民	396 (千円)
			都道府県	198(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		(千円)		396 (千円)	
備考(注4)	H26 : 594 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急医療体制整備事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	153,259 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，水戸保健医療圏						
事業の実施主体	守谷市，土浦協同病院，筑波メディカルセンター病院，神栖済生会病院 県立こども病院						
事業の目標	・ 365日24時間体制の小児救急医療体制の構築 (実施地域 4箇所)						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守谷市を幹事市として，常総地域において輪番制により，365日24時間体制での小児救急医療体制を整備する。 ・ 土浦協同病院，筑波メディカルセンター病院，神栖済生会病院，県立こども病院において，365日24時間体制での小児救急医療体制を整備する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		153,259(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	74,082 (千円)
		基金	国	98,013(千円)		民	23,931 (千円)
			都道府県	49,006(千円)			
		その他	6,240(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)	
備考(注4)	H26 : 147,019 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	地域医療支援センターの運営 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	55,414 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	・ 地域医療に従事する医師の確保と定着促進及び医師の地域偏在の解消（医師不足地域等への県地域枠や医師修学資金を活用した医師の派遣調整人数 55人/年）						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	・ 地域医療支援センターを設置し，県地域枠や医師修学資金を活用した医師が安心して本県の地域医療に従事することができるようキャリア形成支援や医師不足地域の医療機関等への派遣調整等を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		55,414(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	14,510 (千円)
		基金	国	14,510(千円)		民	(千円)
			都道府県	7,255(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	33,649(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26 : 21,765 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性医師の離職防止や再就業の促進 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	106,259千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県，茨城県医師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 女性医師が家庭と仕事の両立に不安なく働けるような環境の実現 (補助件数 10件/年間) (相談件数 20件/年間) 						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための相談窓口の設置・運営，復職研修に対する支援を行う。 医師が育児と仕事を両立できる働きやすい職場環境づくりを行う医療機関に対する支援を行う。 <p>対象経費：育児中の医師等に対する勤務条件の緩和，育休代替医師の雇用，育児休業復帰後の職員等に対するキャリア形成の支援 等)</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		106,259(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	18,710 (千円)
		基金	国	37,419(千円)		民	18,709 (千円)
			都道府県	18,710(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	50,130(千円)				
備考(注4)	H26：56,129千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護師等養成所施設整備事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	391,760 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	筑波学園看護専門学校，晃陽看護栄養専門学校						
事業の目標	・看護師養成所における教育環境の充実，看護職員の養成促進 (看護師等養成所 2 箇所整備)						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・看護師等養成所の施設整備費用の補助 対象経費：看護師等養成所の新築及び増改築に要する工事請負費						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		391,760(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	81,467(千円)		民	81,467 (千円)
			都道府県	40,733(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3) (千円)
		その他		269,560(千円)			
備考 (注 4)	H26 : 122,200 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護師宿舎施設整備事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	540,324 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	牛久愛和総合病院						
事業の目標	・ 看護職員の就業促進，職場環境の改善による定着促進 (看護師宿舎 1 箇所整備)						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>・ 看護師宿舎の施設整備に対し助成を行う。</p> <p>対象経費：病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築，増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー，廊下，階段等共通部門を含む）</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		540,324(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	82,189(千円)		民	82,189 (千円)
			都道府県	41,095(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
		その他		417,040(千円)			
備考(注4)	H26 : 123,284 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所施設整備事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】 47,800 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	神栖済生会病院						
事業の目標	・就労環境の改善による看護職員・女性医師をはじめとする医療従事者の定着促進を図る (病院内保育所 1 箇所整備)						
事業の期間	平成 26 年 9 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・病院内保育所の施設整備に対して助成を行う。 対象経費：病院内保育所として必要な新築，増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		47,800(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	3,874 (千円)
		基金	国	3,874(千円)		民	(千円)
			都道府県	1,937(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他	41,989 (千円)				
備考(注4)	H26 : 5,811 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護師等養成所運営事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	344,282 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	宮本看護専門学校，きぬ看護専門学校等						
事業の目標	・看護師等養成所の教育内容の充実，養成所における運営の適正化（看護師等養成所 21 課程に補助を実施）						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・看護師等養成所の運営費に対する助成を行う。 対象経費：教員経費，事務職員経費，生徒経費，実習施設謝金等						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		344,282(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	229,521(千円)		民	229,521 (千円)
			都道府県	114,761(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		(千円)		(千円)	
備考 (注 4)	H26 : 344,282 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所運営事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	203,538 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	筑波メディカルセンター，友愛記念病院等						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・就労環境の改善による看護職員・女性医師をはじめとする医療従事者の定着促進を図る (病院内保育所 58 箇所補助を実施) 						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成する。 <p>対象経費：病院内保育所の運営に必要な給与費等</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		203,538(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	135,692(千円)		民	135,692 (千円)
			都道府県	67,846(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他		(千円)			
備考(注4)	H26：203,538 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員確保対策事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	29,559 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県看護協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・就業者の定着（離職防止）及び再就業の支援による看護職員の確保及び定着促進 （再就業支援事業：講義研修 5 日間，受講者 20 名以上） （就労環境改善支援研修：2 回以上） 						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースバンクの最新情報の提供や登録管理の充実を図るとともに，未就業看護職員を掘り起こし，職場復帰を円滑にするための再就業促進に向けた支援等を行う。 ・また，定着促進コーディネーター等による指導・助言や研修により，看護職員が働き続けられる職場づくりを支援する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		29,559(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	5,498(千円)		民	5,498 (千円)
			都道府県	2,749(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他	21,312 (千円)	5,498 (千円)			
備考 (注 4)	H26 : 8,247 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	看護職員定着促進事業 【国庫補助事業からの移行】			【総事業費】	24,482 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏				
事業の実施主体	水戸中央病院，大久保病院，筑波メディカルセンター病院 等				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員等が基本的な臨床実践能力を習得するための研修や専門性を向上するための研修の実施による看護職員の確保定着及び資質向上（新人看護職員研修事業の補助：25 施設以上） （チーム医療推進に資する研修：5 日以上） 				
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日				
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で質の高い看護を提供するため，新人看護職員に対して病院が実施する研修などへの経費の補助を行う。 ・看護職以外の医療従事者との連携を図るための多職種合同研修等※を実施し，チーム医療を推進する。 <p>※看護職員へ薬剤の投与量調節，療養生活指導等，その他専門性の向上に資する研修を行う。</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	24,482(千円)	基金充当額	公 (千円)
		基金	国	（国費） における 公民の別 （注2）	民 15,009 (千円)
			都道府県		
		その他	1,968 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3) 3,623 (千円)
備考 (注4)	H26 : 22,514 千円				

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	専任教員養成事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	1,678 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	・看護教育内容の充実向上及び質の高い専任教員の養成確保 (講習会の受講者数：30名)						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	・看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識，技術を修得させる専任養成講習会を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,678(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	1,119 (千円)
		基金	国	1,119(千円)		民	(千円)
			都道府県	559(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26：1,678 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員就労環境改善支援事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	14,891 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	みやざきホスピタル，宗仁会病院等						
事業の目標	・就労環境の改善による看護師等の定着促進 (就労環境の改善に取り組む施設：2 箇所以上)						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	・看護職員が退職せずに働き続けられる職場環境づくりを支援するため，短時間正職員制度等，多様な勤務形態を導入する病院等への補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		14,891(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	9,927(千円)		民	9,927 (千円)
			都道府県	4,964(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		(千円)		(千円)	
備考(注4)	H26：14,891 千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員ブラッシュアップ事業 【国庫補助事業からの移行】			【総事業費】	13,756 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県，茨城県看護協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の高度化・専門分化に対応できる高度な能力を有する看護職員の確保 (研修を4種類実施(延べ日数114日)) 						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の高度化・専門分化に対応できる高度な能力を有する看護職員の確保を図るため，下記の研修を実施する。 ○新人看護職員研修(新人研修，研修責任者研修 等) ○中堅看護職員実務研修(感染看護・救急看護研修 等) ○看護指導者研修(実習指導者養成講習会) ○看護教員研修(看護職員継続研修) 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		13,756(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	521 (千円)
		基金	国	8,411(千円)			民
			都道府県	4,205(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3)	
		その他	1,140(千円)	7,630 (千円)			
備考(注4)	H26:12,616千円						

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	認定看護師養成事業 【国庫補助事業からの移行】				【総事業費】	5,966 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	水戸保健医療圏，日立保健医療圏，常陸太田・ひたちなか保健医療圏，鹿行保健医療圏，土浦保健医療圏，つくば保健医療圏，取手・竜ヶ崎保健医療圏，筑西・下妻保健医療圏，古河・坂東保健医療圏						
事業の実施主体	茨城県						
事業の目標	(認定看護師の養成 (20 名/年)) (認定看護師登録者数の増 310 名 (H29 年度末))						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・看護師の質の向上及び県内のリハビリテーション医療の高度化を図るため，茨城県立医療大学に認定看護師教育課程（摂食・嚥下障害看護分野）を開講し，認定看護師の養成を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,966(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	1,307 (千円)
		基金	国	1,307(千円)		民	(千円)
			都道府県	653(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		4,006(千円)		(千円)	
備考(注4)	H26 : 1,960 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

(2) 事業の実施状況

※本項目については、平成 27 年度以降の茨城県計画において記載。